

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 伊達 忠一 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様

## 改正組織犯罪処罰法（いわゆる共謀罪法）の強行採決に抗議する

2017年6月15日、政府・与党は、一方的に参院法務委員会での審議を打ち切り、委員会採決を省略した上、参議院本会議で強行採決し、改正組織犯罪処罰法（いわゆる共謀罪法）を可決するという暴挙に出た。この法律は、謀議段階すなわち準備の段階で処罰しようとするものであり、しかもその準備行為の認定に当たっては、個人の内心の自由に反した捜査を前提としている。それは憲法第3章に定める国民の権利及び義務の諸規定に違反し、思想・信教の自由を侵す恐れの高い法律である。私たち日本バプテスト連盟理事会は、かつての「治安維持法」の再来とも言えるこの法律の強行可決に対し強く抗議する。

改正組織犯罪処罰法（共謀罪法）は、その第6条の2において、別表4に定める行為について「その行為がテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を2人以上で計画した者は、その計画した者のいずれかにより」「犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する」と定め、準備行為を処罰すると定めている。しかも政府の説明によれば、「当該団体」が「当該行為をするための組織」であるか否かは、捜査当局が認定するとしている。このことは、実行行為を処罰するという日本の刑事法の基本的な考え方に反するものであると共に、いわば組織犯罪を目的とする団体であるか否かの認定を、捜査当局が行うと言っていることであり、これは捜査機関の恣意によって犯罪集団であるか否かが決められると言っているに他ならない。

又、計画に基づいて行われる準備行為がどのようなものが認定対象となるかについても、国会における審議において政府の回答が再三変化しており、具体的に何が準備行為に当たるかは不明である。加えて、準備行為の着手を始めたか否かについて認定するに当たっては、捜査段階において盗聴やメール等の交信の監視も危惧され、通信の自由の侵害が当局によって行われる可能性が非常に高い。「一般人は対象外」と説明しているが、誰がどの時点から犯罪集団と認定されるかについても、法務大臣の答弁は変転し、定まることが無かった。

この法律は、憲法第19条に定める「思想及び良心の自由の不可侵」の規定に反するものであると共に、準備行為の確定のために必要な証拠の収集に当たって「親書の自由」や「通信の自由」を侵害する可能性があり、憲法第21条によって保障されている通信の自由、検閲の禁止にも違反するものである。

刑法の専門家によれば、テロ対策として政府が強弁する国連国際組織犯罪防止条約の批准にも必要がない法案が、十分な議論も経ずに立法化されてしまった背景には、警察権限の強化と米国の圧力があると思われると指摘されている。

日本は、先の戦争（1931年から1945年までの戦争）時において、民衆の言論の自由、思想の自由が国家の権力によって大幅に侵害され、その結果、状況を知ることもなく、又十分な意見の表出をすることが出来ないまま戦争へと駆り立てられ、周辺諸国を含めて2000万人を超える戦争被害者を生じさせるとともに、国内においても、治安維持法違反として、多くの「一般の人々」が犠牲になったことを忘れてはならない。再び、このようなことを決して生じさせず、政治権力の暴走によって、戦争が生ずることを防ぎ、個々人の基本的人権、思想信条、信教の自由が守られる豊かな将来を手渡すために、この改正組織犯罪処罰法（共謀罪法）の強行採決に抗議すると共に、同法の廃止を強く求めるものである。

2017年6月15日

日本バプテスト連盟理事会

